

消費生活 相談

刈払機(草刈り機)による作業中の事故にご注意を！ 使用の際は、自分と周囲の安全をしっかりと確認しましょう

【問い合わせ】消費生活センター(東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」内) ☎287-0858

刈払機(草刈り機)は、エンジンまたはモーターを動力源として、高速回転する刈り刃で草を刈る機器です。主に農作業や農園業などで利用されていますが、農機具店やホームセンターなどでも購入できることから、一般家庭にも普及しています。



刈払機は、作業中に転倒して刈り刃に接触し作業者がけがをしたり、作業者の周囲にいる人にけがを負わせてしまったりするなど、思わぬ事故を起こすことがあります。また、刈り刃の先端が障害物や地面に接触すると、刈り刃の回転方向の反対側に、刈払機ごと跳ね返される「キックバック」が発生して大変危険です。

刈払機を使用する際は、取扱説明書や使用方法、注意点などを確認し、安全に作業しましょう。



事故に遭わないために…

刈払機で作業をする際は、事前に下記のチェックリストで安全な使い方を確認しましょう。

【事故に遭わないためのチェックリスト】

- ☑刈払機を使用する前に、使用方法や注意点を確認する。
- ☑刈り払い作業に必要な服装や、滑りにくい靴を使用する。
- ☑刈り払い作業中の作業には、近づかない。
- ☑キックバックを避けるため、往復刈り(刈り刃の回転方向と反対の方向に刈り払う)や大振りを避け、障害物に注意する。
- ☑刈り刃に草などが絡まって回転が停止した場合は、必ず刈り刃が回転しない状態にしてから草などを除去する。

事 故 事 例

【事例1】作業者が、背後に別の作業者がいることに気が付かず、刈払機を運転したまま振り向いた際に、刈払機が背後の作業者に接触し、けがをさせてしまった。

【事例2】エンジンをかけたまま刈り刃に絡まった草を取り除いたところ、草を取り除いた瞬間に刈り刃が回転し、けがをしてしまった。

【消費生活センターの窓口対応日について】

下記の期日は、館内の保守作業のため窓口の対応を休止し、別日に変更して実施します。

窓口対応を休止する日	変更後の窓口対応日
9月2日(火)	9月6日(土)
12月9日(火)	12月13日(土)
令和8年1月20日(火)	令和8年1月24日(土)
令和8年3月10日(火)	令和8年3月14日(土)

北年金事務所(☎231局2283)

■問い合わせ

ねんきんダイヤル(☎0570・05・1165)、水戸

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成27年度の月分	1万5,930円	1万1,950円	7,960円	3,990円
平成28年度の月分	1万6,600円	1万2,450円	8,300円	4,150円
平成29年度の月分	1万6,820円	1万2,620円	8,400円	4,200円
平成30年度の月分	1万6,650円	1万2,480円	8,330円	4,160円
令和元年度の月分	1万6,710円	1万2,530円	8,350円	4,170円
令和2年度の月分	1万6,820円	1万2,610円	8,410円	4,200円
令和3年度の月分	1万6,860円	1万2,650円	8,420円	4,210円
令和4年度の月分	1万6,740円	1万2,550円	8,360円	4,190円
令和5年度の月分	1万6,520円※	1万2,390円※	8,260円※	4,130円※
令和6年度の月分	1万6,980円※	1万2,730円※	8,490円※	4,240円※

※追納加算額はありません。

追納が出来るのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間(例えば、令和7年4月分の免除等分については令和17年4月末まで)に限りです。

■追納する際の注意

追納が出来るのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間(例えば、令和7年4月分の免除等分については令和17年4月末まで)に限りです。

国民年金
だより
国民年金保険料の
「追納制度」

